


許 可 条 件

- 1 令和 2年度搬入許可書は、車両に常備し、受付において速やかに提示すること。
- 2 許可を受けた廃棄物以外のものを搬入しないこと。
ただし、計量した廃棄物でもプラットホームでチェックし、適当でないものが混入していた場合は、搬入を拒否することがある。
- 3 処分手数料は搬入の都度、現金で納入すること。
 - (1) 事業系一般廃棄物の処分手数料は、100キログラムにつき600円とする。
廃棄物の量が100キログラム未満のときは、100キログラムとみなし、100キログラムを超える廃棄物の量に100キログラム未満の端数があるときは、その端数は100キログラムとみなす。
 - (2) 可燃ごみ、不燃ごみ(粗大ごみを含む)は、それぞれ別々に搬入のこと。 いっしょに搬入すると、それぞれのごみ毎に料金を計算する。
- 4 廃棄物を搬入する際は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 薩摩川内市で発生したごみに限る。
 - (2) 産業廃棄物及び爆発性、有毒性、発火性その他の危険物は搬入できない。
 - (3) 分別してあること。(ごみの分別ハンドブックを参照のこと)
 - (4) クリーンセンター内の施設、設備その他の物件を破損、又は滅失しないこと。
 - (5) 公の秩序、または善良な風俗を乱す行為をしないこと。
 - (6) 所定の場所以外で喫煙し、または火気を使用しないこと。
 - (7) 許可を受けた場所以外の場所に立入らないこと。
 - (8) 搬入時間を遵守すること。
月曜日～金曜日(祝日も可) ※年末年始は別途通知
8:30～12:00・13:00～16:30(11:45及び16:15までに搬入すること)
 - (9) 毎月第2日曜日は事業系ごみは搬入できない。(家庭ごみのみ。)
 - (10) 一般廃棄物収集運搬許可業者は、搬入の際その都度、契約事業所名簿を受付に提出すること。
 - (11) 当センター職員の指示に必ず従うこと。
- 5 廃家電製品 エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機及びパソコンは、搬入しないこと。(※冷媒ガスを使用しない小型冷蔵庫等も対象)
- 6 廃棄物の搬入は透明なビニール袋を使用すること。
(中身が確認できないので、ダンボール箱での搬入は認めない。)
- 7 蛍光管等は、搬入できない。
- 8 資源物については、下記のような処理をおこない搬入すること。(厳守)
 - (1) 空き缶
 - ・中をすすぎ、スチール缶、アルミ缶に分別して搬入すること。
 - (2) びん類 (茶色、無色透明、その他の色、生きびん)
 - ・ふたを取って中をすすぎ、分別して搬入すること。
 - (3) 古紙(段ボール、新聞・チラシ、雑誌、その他の紙、紙パック)
 - ・必ず紙ひもでしばって搬入すること。(段ボールは、折りたたむだけで構わない。)
 - ・ロウ加工、ビニール被覆等してある部分(本等の表紙を含む)は、可燃ごみとする。
 - (4) ペットボトル
 - ・中をすすぎ、必ずキャップ、ラベルは取って搬入すること
 - ・ペットボトルの対象品は、 のマークがあるものに限る。
 - (5) プラスチック容器類(プラスチック・白色トレイに限る。)
 - ・洗浄、乾燥してから搬入すること。
 - ・プラスチック容器類の搬入は洗浄、乾燥を行うことから、網袋で搬入すること。
 - ・プラスチック減容施設での降ろし作業は、収集委託業者のパッカー車両を優先する。
 - ・発泡スチロール(色付き含む)は搬入できない。
 - (6) 乾電池
 - ・マンガン乾電池、アルカリ乾電池のみとする。
- 9 条例、規則等に基づき、当該許可条件等に違反した場合は、搬入許可の取消し、又は搬入の停止、その他必要な措置を命ずることがある。
- 10 クリーンセンターの施設、設備その他の物件を破損、または滅失した場合は、損害賠償しなければならない。